照表○七○○ 觇 帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件(平成二十四年総務省告示第四百四十四号)の一部を改正する告示案 新旧対

(傍線部分は改正部分)

改	<b></b>
三 (略)	三(同上)
一〇・五ミリ秒以下であること。	一○○ミリ秒間における送信時間の総和が、一○・五ミリ秒以下であること。
件は、任意の一〇〇ミリ秒間における一の送信設備からの送信時間の総和が、二 七〇〇甌帯高度道路交通システムの <u>固定局又は</u> 基地局の無線設備の技術的条一 (略)	二 七○○甌帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一(同上)